

●長井市認知症対応型共同生活介護家賃等助成事業

認知症高齢者グループホームを利用する方の食費・部屋代・光熱水費はご本人による負担が原則ですが、低所得者の方の負担軽減のための助成事業があります。（要申請）

- ① 世帯の全員（世帯を分離している配偶者、家族及び税法上の扶養者等を含む）が市民税非課税

② 本人の収入について、下記の表の区分に照らし、本人及び配偶者の預貯金等の額の合計が上限金額以下であること

その他、市の規定による要件があります。詳しくはお問い合わせください。

■利用者負担段階と軽減割合及び補助金の限度額

利用者負担段階(区分)	預貯金等上限額		軽減割合及び補助金限度額
	単身	夫婦	
年金収入等の合計額が 年間 82.65 万円以下	650 万円 以下	1, 650 万円 以下	居住費（家賃）、食材料費及び光熱水費の合計の 5 0 % 【1 か月の上限：3 万円】
年金収入等の合計額が 年間 82.65 万円以上 120 万円以下	550 万円 以下	1, 550 万円 以下	居住費（家賃）、食材料費及び光熱水費の合計の 5 0 % 【1 か月の上限：2 万円】
年金収入等の合計額が 年間 120 万円以上	500 万円 以下	1, 500 万円 以下	居住費（家賃）、食材料費及び光熱水費の合計の 5 0 % 【1 か月の上限：1 万円】

※年金収入額の合計とは、合計所得金額に課税年金収入（老齢年金等）及び非課税年金収入（遺族年金や障害年金）を加えた金額となります。